

損害賠償請求事件

原 告 神戸市湾岸開発株式会社

被 告 中島興業株式会社 外1名

準 備 書 面 (1)

平成28年6月17日

神戸地方裁判所第5民事部1B係 御中

原告 神戸市湾岸開発株式会社

第1 被告中島興業の準備書面1に対する認否・反論

1 第1 第1項について

否認ないし知らない。

原告が聞いているところでは、被告中島興業は、奥村土木興業が地元対策費等の裏金を捻出するためのトンネル会社であり、請負契約を締結することはあっても、すべて架空のものであるとのことである。被告中島興業には、年間に2～3000万円もの請負業務を行えるような実体はないと聞いてもいる。

2 第1 第2項について

奥村土木興業が中部国際空港建設のプロジェクトの第1次下請を請け負った事実は知らない。その余は否認する。

原告は、奥村土木興業から、綱取りや清掃等の仕事を請け負ったことはない。したがって、原告が、被告中島興業に同仕事を下請負に出した事実もない。

3 第1 第3項について

(1) 第1段落のうち、被告中島興業が主張するような金銭の動きがあった事実は認めるが、それが請負代金であったとの主張等は否認し争う。

(2) 第2段落のうち、被告中島興業が主張するような金銭の動きがあった事実は認め、有利に援用するが、それが請負代金であったとの主張は否認し争う。

(3) 第3段落および第4段落は、原告に有利に援用する。

ただし、甲第5号証は、被告中島興業が作成したものであるところ、同号証各頁の左端の欄の日付と各頁中央当たりの欄の日付とはどういう関係にあるのか、甲第5号証の読み方を明らかにされたい。

4 第1 第4項について

(1) 平成28年1月25日付証拠説明書の備考欄の記載は認め、その余は否認する。

(2)ア 第5号証は、被告中島興業の業務日誌的ノートの一部であることは事実であるが、発注業者名や代金請求額等はほとんどが架空のものである。被告中島興業は、奥村土木興業ないしは被告松岡が裏金作りのために作ったトンネル会社であり、被告中島興業に支払われる工事代金等は、ほとんどが実体のないものである。また、もし、甲第5号証の他の業者への請求が被告中島興業が主張するように実体を伴うものであったとしても、そのことから直ちに、原告から被告中島興業への支払いまで実体を伴うものであるという結論は導き出せない。架空取引が架空であることを隠蔽するためには、むしろ、実体のある取引の中に紛れ込ませるのが一番であり、「実体のある取引と区別されずに記載されているから、実体のある取引である」という被告中島興業の主張は論理必然ではない。

イ 原告が、甲第5号証の引渡しを受けたのは、別件に関連して原告に対して税務調査が入った際に、税務署から、奥村土木興業や明勢建設からの入金について説明を求められたからである。すなわち、別件の調査に入った税務署から、原告は、奥村土木興業や明勢建設からの入金が原告の売上げであり、申告が必要なのではないかとの指摘を受けた。原告は、税務署に対して、奥村土木興業や明勢建設からの入金は、原告の売上げではないということを正直に説明した。奥村土木興業や明勢建設とは、原告は、何の取引もしていないので、原告と両社との間の契約書等は全く存在しない。同じく、原告と被告中島興業との間でも、何の取引もないで、両者間の

契約書や請求書等は全く存在しない。何の証憑も存在しないことが、「奥村土木興業から原告、原告から板谷への反社会的勢力対策に対する報酬金」という原告の説明の裏付けなのだが、それだけでは税務署は納得しなかつた。そのため、税務署に対する説明に窮した原告は、被告中島興業に連絡をして、事情を説明し、税務署に説明するために、奥村土木興業からの入金が、右から左に被告中島興業に渡っていることを証明できる資料を送つてほしいと頼んだ。その結果、被告中島興業から送られてきたのが甲第5号証である。同号証は、原告と奥村土木興業や被告中島興業との間の取引実体を証明するために受け取ったものではない。

第2 被告松岡の準備書面1に対する認否・反論

1 第2項(1)について

(1) 奥村土木興業が、綱取り業務を受注した事実は知らない。同業務を奥村土木興業が、被告中島興業に発注した事実は否認する。

中部国際空港の生コン供給事業を円滑に進め他からの妨害を受けるおそれを避けるために原告の社名を記した看板が現場事務所に掲示されていた事実は認める。被告松岡が主張するとおりの金銭の流れがあった事実は認める。

その余は全て否認する。

(2) 原告の社名を記した看板が現場事務所に掲示されていたのは、次のような経緯からである。

すなわち、中部国際空港建設については、5代目山口組の2次団体である地元名古屋の弘道会がすべてを取り仕切っていた。弘道会は、奥村土木興業が、同会を経由せずに生コンプレント基礎工事を受注したことに対する報復として、奥村土木興業の関連会社に銃弾を撃ち込んだりした。奥村土木興業は、弘道会による更なる嫌がらせをおそれ、原告に対して、その取りなしを依頼した。当時、弘道会の会長である司忍こと篠田健市は、5代目山口組の若頭補佐

側近であった。原告は、奥村土木興業からの上記依頼を受けて、5代目の側近であった板谷に、弘道会との橋渡しを依頼した。

弘道会では、中部国際空港の建設について、同会ナンバー2の高山清司（以下「高山」という。）が窓口となっていた。板谷は、高山と面談の上、奥村土木興業が生コンプレント基礎工事を無事に完成させてやってほしいと依頼した。5代目の側近からの申入れだったため、高山は板谷の申入れを了承した。そのとき、高山は、板谷に対して、「神戸市湾岸開発さんの看板を立てておいてください。その看板が立っているところについては、うちの若いもんは行かせないようにしますから」と言った。高山の上記言葉を受けて、奥村土木興業は、現場事務所に原告の社名を記した看板を掲示したのである。

2 第2項（2）について

被告松岡が主張するとおりの金銭の流れがあった事実は認め、その余は否認する。

以上